



# 四国税理士会報

第417号  
2020.11.10

●発行所 / 四国税理士会  
高松市番町2-7-12  
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 清田 明弘  
●編集人 / 松岡 真澄美  
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



瀬戸風の丘パーク

撮影者 八幡浜支部 安藤 史朗

## 主な記事

高松国税局との実務者会議  
部・委員会だより ～中小企業対策部～

 あなたの暮らしのそばにいる  
四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

# 税の広場

## 法人の解散及び清算に係る役員退職金の損金算入時期について

株式会社A（以下「A社」）は、令和2年11月30日で法人を解散し、令和3年5月までの清算結了を目指している。A社の役員は、代表取締役B（以下「B氏」）及び取締役C（以下「C氏」）の2名で、B氏は解散後A社の清算人に就任し、C氏は解散時に退任する。A社は、B氏及びC氏に対し役員退職金を支給する予定であり、B氏には清算人としての退職金も支給する予定である。この場合の役員退職金の一般的な支給手続き及び損金算入時期はどのようなであろうか。

法人の解散に際し、代表取締役等から清算人に就任する場合の役員退職給与の支給時期としては、清算人を退職する時に清算人を含む役員在任期間に係る退職金を一括支給するのが原則的であるが、例外として、解散時に打切支給を行った後、清算人分退職金（解散前の勤続期間を一切加味しない）を追加支給する場合の両方が考えられる。いずれの場合の役員退職金についても損金算入が認められるものと思われる。

退職給与は、退職という事実を基として支払われる一時の給与であり、清算人は法人税法上の役員であることから、解散前の代表取締役が解散後も引き続き清算人に就任した場合、法人の役員としての地位は連続し、退職という事実がないことから、実質的には分掌変更と異なるものと考えられる。

したがって、解散後において引き続き清算人として清算事務に従事する元代表取締役B氏に対して、解散前及び清算中の役員在任期間を含む勤続期間について、清算確定の最後事業年度の株主総会等で決議され、支給される役員退職金については、過大とされるものでない限り、損金の額に算入されるものと考えられる。

一方、法人税基本通達9-2-32においては、実質的に退職したと同様の事情があると認められる特別の場合に限り、その事情に基づき当該役員に対し役員退職金を支給したときは、退職給与として損金算入することができる取扱いが明示されている。また、所得税基本通達30-2(6)においては、引き続き勤務する役員等に対し退職手当等として一時に支払われる給与のうち、その給与が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上その給与の計算の基礎となった勤続期間を一切加味しない条件の下に支払われるもので、法人が解散した場合において引き続き役員又は使用人として清算事務に従事する者に対し、その解散前の勤務期間に係る退職手当等として支払われる給与は、退職所得として取り扱うことが認められている。

したがって、法人が解散した場合において、引き続き役員として清算事務に従事する者に対し、その解散前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる、いわゆる打切支給の退職給与は、前述のように所得税法上退職手当等として取り扱われることから、法人税法上も退職給与として、その適正額については損金として取り扱うことが相当と考えられる。ただし、打切支給の退職給与は、原則として、法人が未払金等に計上した場合の当該未払金等の額は含まれないこととされるので、その損金算入時期は、実際に支給された時となる。この場合の解散時までの役員退職金は、打切支給に係るものであることから、別途、清算人期間について退職金を支給する場合には、解散前の勤続期間を一切加味しないで算定する必要がある。

清算人にならず解散時に退任するC氏については、通常の役員退職金の損金算入時期の取扱いにより、株主総会の決議等によってその額が具体的に確定した日の属する解散事業年度において未払計上することができる。一方、実際に退職給与を支払った日の属する清算中の事業年度においてその支払った額につき損金経理をした場合には、これを認めることとして取り扱われる。





# 四国税理士共済会事業



## 税理士報酬専用商品

## 報酬口座振替システム

### ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき <b>2,000円</b>
委託手数料	請求1件につき <b>110円</b>

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

### 簡単に使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

### 報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

### 振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

**NSSより朗報です**

- 報酬口座振替システムを「ご利用中」or「新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

## 関与先さま向け

## 口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

### ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	<b>7,500円+35円×請求口座数</b>
100口座以上の場合	<b>110円×請求口座数</b>

### ご利用例

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	<b>8,550円</b>	<b>285円</b>
50	<b>9,250円</b>	<b>185円</b>

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



### 振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者  
**四国税理士共済会**  
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号  
TEL(087)823-2515

お問合せ先  
〔委託先会社〕  
**NSS 日本システム収納株式会社**  
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル  
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル  
**0120-700-676**  
フリーダイヤル (平日9:00~12:00、13:00~17:00)

日本システム収納

検索